

上天草市サッカー協会の運営に関する理事会申し合わせ事項

1. 加盟登録について（第3条関係）

- (1) 加盟登録、登録変更及び個人会員登録は、別紙様式によって行う。
- (2) 登録者が一般、学生等混在する団体の所属部会の判断は、年齢が上位の団体の部会とし、上位団体の登録料を支払わなければならない。
- (3) 上記の混合団体が出場できる協会主催大会は、出場資格を設ける場合は1カテゴリーのみしか出場できない。
 - 例1 . 一般のチームに高校生が登録している団体は社会人部会に登録し、社会人大会にしか参加できない。
 - 例2 . 中学生と小学生が登録している団体は、中学生大会にしか参加できず、小学生大会に小学生のみで参加する場合は小学生部会にも登録しなければならない。
 - 例3 . 中学部会登録の1団体が中学生大会に2チーム出場しても別に登録料は必要ない。ただし、登録者以外の者を加えて出場する場合は別団体としての登録が必要。
- (4) 登録者は、各団体に重複して登録されてもよいが、大会出場時に重複して出場することはできない。
- (5) 協会には、上天草市以外の団体や個人会員の登録も受理し、協会主催の大会に出場する場合は、当然登録しなければならない。

2. 部会について（第5条、8条関係）

- (1) 地域部会は、大矢野、松島、姫戸、龍ヶ岳の4地域部会とし、4人の理事を選出する。
- (2) 社会人部会からは会を支える重要な部会と位置づけ当面2人の理事を選出する。
- (3) 学校部会は、小学校、中学校、高校の3部会とし、それぞれ1人ずつ理事を選出する。
- (4) 女性部会を設けるが、現在対象者がいないため、女性会員（団体）の加入推進に努め、対象者が登録次第理事を選出してもらおう。
- (5) 審判部会、指導者部会、女性部会には、本会に登録する者及び個人会員のうち現に審判資格を保有するものは審判部会に所属し、現に選手の指導等を行っているものは指導者部会に所属し、女性の登録者は女性部会に重複して所属する。
- (6) 各部会は、役員改選年度の総会前までに、新理事を選出する。

3. 大会開催に伴う審判配置及び手当支給方針について

- (1) 協会が主催する競技会の審判については、ゲームの秩序ある進行と、審判技術向上のため、主審についてはすべて4級以上の資格を有する審判員で競技を行う。また、副審についても極力資格を有する審判員とするが、どうしても確保できない場合には、技術を有する無資格者で対応することとする。
- (2) 協会が主催する競技会で審判を勤めたものには、審判員養成及び審判資格取得・保有推進の観点から、どのような競技会であっても、有資格者には所定の審判料を支給する。なお、審判資格を有しない者については、協会から審判料は支給しないので、早急に審判資格の取得を推奨する。

4. 表彰関係について

(1) 協会に対し、次に掲げる行為のあった者(団体)に対しては、表彰状または感謝状を贈呈し、記念品を贈る。

協会の普及発展に著しく功績があった者(団体)

協会の模範となる行為があった者(団体)

協会に対し、多額の寄付金、寄贈があった者(団体)

5. 主催・後援等の認可の取り扱いについて

(1) 本会が主催となる事業とは、本会規約第2条の目的に合致したもので、事業の企画段階において本会が関与する事業であると共に、本会に事業収入が生じるものまたは、本会が事業費を負担する事業であり、総会において事業計画として承認する。

(2) 本会が後援する事業とは、本会規約第2条の目的に合致したもので、本会が人的支援若しくは金銭的支援を行う事業であり、理事会での承認を必要とする。

(3) 本会が協賛する事業とは、本会規約第2条の目的に合致したもので、本会がその事業に賛同し、その賛同を表明若しくは協賛金を支出する事業であり、理事会での承認を必要とする。

(4) 本会が主管となる事業は、本会規約第2条の目的に合致したもので、主催者からその運営を任せられた事業であり、理事会での承認を必要とする。

申し合せ事項の沿革

平成17年 6月23日の理事会で決定

平成17年12月15日の理事会で変更

平成18年 2月23日の理事会で変更